

年金優遇定期預金「プラチナ」

16

平成28年 4月 1日現在適用中

1	商品の名称	年金優遇定期預金「プラチナ」	
		スーパー定期	スーパー定期300
2	お預け入れいただける方	・当金庫で年金を受給されている個人のお客様	
3	お預け入れ期間	・1年の自動継続扱いとなります。	
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位 (4)預入形式	<ul style="list-style-type: none"> ・一括お預け入れです。 ・20万円以上1,000万円未満 年金優遇定期預金「プラチナ」は20万円以上の新たなご資金または普通預金からお預入いただいた場合に限り、 定期預金等の満期資金から年金優遇定期預金「プラチナ」へのお預入は20万円以上の新たなご資金を加えていただいた場合に限り、 <ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 ・通帳式、証書式、総合口座 	
5	払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。	
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	次の金利を初回満期日まで適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・預入時におけるスーパー定期、スーパー定期 300 の店頭表示利率に0.15%上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ※店頭表示金利については、窓口でお問い合わせください。 ・優遇金利の適用は初回満期日までとし、満期後はご継続時の店頭表示金利にて自動継続されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算で行います。 ・複利型の場合は6ヶ月毎の複利計算で行います。 	
7	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息は源泉分離課税となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 	
8	手数料	・不要です。	
9	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・マル優のご利用ができます。 	
10	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします。	
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。	
12	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 	

		<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 金利環境等の変化により、金利等のお預入れ内容の変更やお取扱を中止させていただく場合があります。 ・ その他のお取扱いは、各定期預金のお取り扱いに準じます。